

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年8月18日(2011.8.18)

【公表番号】特表2009-543638(P2009-543638A)

【公表日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-049

【出願番号】特願2009-520029(P2009-520029)

【国際特許分類】

A 47 L 9/16 (2006.01)

A 47 L 5/24 (2006.01)

【F I】

A 47 L 9/16

A 47 L 5/24 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年6月29日(2011.6.29)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

手持ち型掃除用器具であって、汚れ空気入口と、前記手持ち型掃除用器具から空気を排出するための清浄空気出口と、前記汚れ空気入口から前記清浄空気出口に至る空気流路中に設けられ、ごみやほこりを空気流から分離する分離装置とを画成する本体と、前記汚れ空気入口と前記清浄空気出口との間に空気流を生成するモータ・ファンユニットと、前記モータ・ファンユニットに電力を供給する電池と、を有し、前記分離装置は、1つの第1のサイクロンを備えたサイクロン分離器を有し、前記サイクロン分離器は、互いに並列に配置されると共に前記第1のサイクロンの下流側に設けられた複数の第2のサイクロンを更に有する、手持ち型掃除用器具。

【請求項2】

前記手持ち型掃除用器具は、取っ手を更に有し、前記サイクロン分離器は、前記取っ手と前記汚れ空気入口との間に位置している、請求項1記載の手持ち型掃除用器具。

【請求項3】

前記サイクロン分離器は、前記取っ手に実質的に平行に位置している、請求項2記載の手持ち型掃除用器具。

【請求項4】

前記サイクロン分離器は、第1の端部及び第2の端部を有し、前記汚れ空気入口は、前記サイクロン分離器の第1の端部と第2の端部との中間の位置で前記サイクロン分離器に連結されている、請求項1～3のうちいずれか一に記載の手持ち型掃除用器具。

【請求項5】

第1のサイクロンが1つだけ設けられている、請求項1～4のうちいずれか一に記載の手持ち型掃除用器具。

【請求項6】

前記第2のサイクロンは、前記第1のサイクロンの長手方向軸線回りに間隔を置いて設けられている、請求項5記載の手持ち型掃除用器具。

【請求項7】

前記第2のサイクロンは、各々、前記第1のサイクロン内に突き出た端部を有する、請

求項 5 又は 6 記載の手持ち型掃除用器具。

【請求項 8】

前記汚れ空気入口は、前記第 1 のサイクロン内に突き出た前記第 2 のサイクロンの端部に隣接する位置で前記サイクロン分離器に連結されている、請求項 4 及び 7 記載の手持ち型掃除用器具。

【請求項 9】

前記サイクロン分離器は、ほぼ直立の形態に配置されている、請求項 1 ~ 8 のうちいずれか一に記載の手持ち型掃除用器具。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 6】

本発明は、手持ち型掃除用器具であって、汚れ空気入口と、清浄空気出口と、空気入口から空気出口に至る空気流路中に設けられていて、ごみやほこりを空気流から分離する分離装置とを有し、分離装置は、少なくとも 1 つの第 1 のサイクロンを備えたサイクロン分離器を有し、サイクロン分離器は、互いに並列に配置されると共に第 1 のサイクロンの下流側に設けられた複数の第 2 のサイクロンを更に有することを特徴とする手持ち型掃除用器具を提供する。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 7

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 7】

並列に配置された複数の第 2 のサイクロンを有するサイクロン分離器を提供することにより、手持ち型掃除用器具は、時間が経過しても高い性能維持するために保守を必要とするバリヤ手段、例えばフィルタ又は袋を用いないで細かいごみ及びほこりの粒子を分離することができる。これまで、この種のサイクロン分離器を手持ち型掃除機に設けることが困難であると考えられていた。というのは、この種のサイクロン分離器により占められる空間は、非常に嵩張っていて且つ重いので手持ち型機械には適さないと考えられていたからである。この種のサイクロン分離器を手持ち型掃除機に設けた場合のもう 1 つの利点は、この場合、手持ち型掃除機は、高い吸引力を維持することができるということにある。というのは、経時的に吸引力の低下及びそれ故にピックアップ能力の低下を引き起こすバリヤ型フィルタ手段が設けられていないからである。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 9

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 9】

第 2 のサイクロン組立体 1 2 6 は、互いに並列に配置された複数の第 2 のサイクロン 1 3 0 を有している。この実施形態では、6 つの第 2 のサイクロン 1 3 0 が設けられている。第 2 のサイクロン 1 3 0 は、第 1 のサイクロン 1 0 2 の軸線 X - X 回りに配置されている。第 2 のサイクロンの配置状態は、第 2 のサイクロンが軸線 X - X 回りに等角度に間隔を置いて配置されるようになっている。第 2 のサイクロン 1 3 0 は各々、接線方向に配置された空気入口 1 3 2 と空気出口 1 3 4 とを有している。空気入口 1 3 2 及び空気出口 1 3 4 は各々、それぞれの第 2 のサイクロン 1 3 0 の第 1 の端部に設けられている。円錐形開口部 1 3 6 が、各第 2 のサイクロン 1 3 0 の第 2 の端部に設けられている。各第 2 のサ

イクロン 130 の円錐形開口部 136 の平面は、それぞれの別のサイクロン 130 の長手方向軸線（図示せず）に対して傾けられている。第 2 のサイクロン 130 の各々の円錐形開口部 136 は、シュラウド 121 の内方に設けられた壁 140 によって画定された通路 138 と連通状態にある。